

久宝寺緑地テニススクール 一般スクール生規約

本規約は、株式会社ナイスが NORI TENNIS' と運営協力を得ながら実施する、久宝寺緑地テニススクール一般スクール（以下：本組織）で受講する一般スクール生と、株式会社ナイスとの間に関する基本事項について定めたものである。

第1条 本規約の適用範囲

本組織のレッスンを受講する一般スクール生とする。

第2条 入会手続き

本組織に入会を希望する一般スクール生は、所定の必要書類に必要事項を記入し、本組織に提出する。また、本組織に入会する一般スクール生は活動費用を納めなければならない。

第3条 活動費用

1. 活動費用は、本組織が指定したレッスン場所を使用した費用、レッスンで使用したボール費用、指導に対する費用であり、前払いとし指定された費用を納めることとする。
2. 本組織に納付された活動費用は、理由を問わず一切返還されないものとする。

第4条 休会

レッスン受講一般スクール生の都合や怪我などにより本組織を一時休会する場合には、本組織に確認の上、前月 14 日午前中までにスクール事業責任者に書類を提出しなければならない。休会期間は最大 3 ヶ月間とする。

第5条 退会

レッスン受講一般スクール生の都合により本組織を退会する場合には、本組織に確認の上、前月 14 日午前中までにスクール事業責任者に書類を提出しなければならない。前月 14 日午前中までに書類の提出がなく入金されたレッスン料金は返金されません。

第6条 振替

レッスンの振替について、一般スクール生の自己都合の場合は 3 か月以内、雨天の場合は 1 年以内の振替を可能とします。振替期限を超えた場合のレッスン料金は返金されません。

第7条 雨天時の対応

雨天時のレッスン開講については、開始 1 時間前にスクール事業責任者が決定します。レッスン途中に雨が降り中断した場合、中断が開講時間の半分を超えた場合はレッスンが成立し、半分以上を超えない場合は、雨天の振替扱いとします。

第8条 事故

本組織が指定した練習環境内で発生した傷害などの事故については、本組織が加入する保険に限り保証されるが、それ以外は責任を負わないものとする。

第9条 閉鎖

本組織は社会情勢の変化、その他やむを得ない理由により、速やかに予告の上、本組織を閉鎖する事が出来る。レッスン受講一般スクール生はこれに関して何ら異義を訴えず、いかなる種類の請求もしないものとする。

第10条 通知

通達または本組織に入会する一般スクール生に対する通知は、本組織連絡アプリのスコラプラスにて行う。

以上、規約全10条をレッスン受講ジュニアもしくは保護者様にご理解頂き、今後ともご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。